

給与改定

議案第 70 号 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

総務

議案第 71 号 平成 29 年度加西市一般会計補正予算（第 6 号）について

人事院勧告に準じ、特別職及び一般職の給料、手当を改正するもの。

【特別職】 期末手当 0.1 カ月の引き上げ

【一般職】 勤勉手当 0.1 カ月の引き上げ

若年層に重点を置いた給料表水準の引き上げ

【歳出】

・特別職の期末手当の改正に対応するもの (89 万円)

・一般職の給与改正に対応するもの (1,458 万 5,000 円)



問 今回の人事院勧告により、病院職員の給与も引き上げが行われるのか。



答 本議案については、直接、病院職員にかかわるものではありません。病院職員の給与については、別途、病院職員の給与規定で定めてあり、改正手続を病院において行い、給料表の改定が行われます。

問 人口の減少や、若者の就業意識の変化等を背景に、人材確保が厳しい状況にある中、給与の引き上げについて、どう考えるか。

答 労働に対して相応の対価を支払うべきと考えており、その適切な額については、国に準拠して定めるものと地方公務員法で定義されていることから、これに準じて改正を行うこととしました。



討論【反対】 今回の条例改正あるいは補正予算が直接、病院職員の給与にかかわらないとしても、結局は病院職員の給与引き上げにつながるものになり、現在、経営状況が悪化し続けているにもかかわらず、給与の引き上げが行われてしまうことは疑問である。

意見書案

意見書案第 2 号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）

可決（全会一致）

道路は、市民の安全・安心な暮らしや地域経済の活性化を支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活には欠くことのできない重要な社会資本であり、多くの市民から、その整備に強い期待が寄せられているところである。

本市においては、地方創生や人口減少対策に全力を挙げて取り組むとともに、近隣市と連携を強化し、交流人口の増加や地域経済の持続的な発展を支える道路整備を進めているが、安全で円滑に通行できる地域間幹線道路、生活道路の整備や通学路の安全対策、さらには既存道路インフラの老朽化対策など、緊急性を要する課題が多く残っている。

このような状況において「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定による補助率等の嵩上げ措置が平成 29 年度で終了し、平成 30 年度から地方負担が増加することになれば、自治体運営にも多大な影響が生じ、地方創生の実現はもとより地域の活力の低下を招くことが危惧される。

ついては、今後も地域における道路整備を継続的かつ着実に推進するため、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成 30 年度以降も現行制度を継続されることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 12 月 21 日

兵庫県加西市議会